

諮問第1号

令和8年8月28日

国分寺市男女平等推進委員会委員長 殿

国分寺市長 丸 山 哲 平

男女平等推進施策の推進について（諮問）

国分寺市男女平等推進条例（平成19年条例第10号）第25条（男女平等推進委員会の設置及び組織）第2項の規定により、下記の事項について諮問します。

記

男女平等推進施策の推進及び男女平等推進行動計画の進行管理のあり方について

（諮問理由）

社会情勢や市民ニーズは大きく変化しており、新たな課題への対応が求められています。また、男女平等推進センターについても、開館30年を過ぎ、市民にとって利用しやすく、男女平等推進の拠点としての機能を十分に発揮できるあり方を検討する必要があります。

男女平等推進行動計画の進行管理については、評価を事業の良否を判定する目的とするものではなく、男女平等推進施策を継続的に改善し、発展させるための手段として活用したいと考えています。

つきましては、男女平等推進施策をより効果的に推進するため、

(1) 男女平等推進行動計画の評価並びに進行管理及び計画期間のあり方

(2) 男女平等推進センターはじめ男女平等推進施策に求められる役割及び
機能

などについて、専門家の視点及び市民の視点から御審議いただき、御意見を
賜りたく諮問します。